**農地等の利用の最適化の推進に関する指針**

平成３０年４月１日制定

令和３年１０月２５日改訂

令和５年５月２６日改訂

碧南市農業委員会

**第１　基本的な考え方**

農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号。以下「法」という。）の改正法が平成２８年４月１日に施行され、農業委員会が行う重要な事務として、「農地等の利用の最適化の推進」が明確に位置づけられた。

　　本市は、名古屋市から４０キロメートル圏内に位置し、平坦な地形や温暖な気候などの地理的な条件に恵まれ、また土地基盤の整備や近代的施設の導入などの農業振興施策が推進されたことにより、地域の特性を生かした営農活動が展開されている。

　　現状としては、これまでの積極的な取組により、担い手は十分に確保されており、担い手への農地の集積・集約化についても進んでいる状況ではあるが、耕作者の高齢化が進み、後継者がいない農家も存在するため、遊休農地の発生防止対策や担い手の育成・支援等、積極的に農地等の利用の最適化に取り組んでいく必要がある。

　　上記のような観点から、活力のある地域の農業が永続的に継承されることを目標に、農業委員と担当する地区で活動する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が相互に連携し、耕作者の協力を得ながら「農地等の利用の最適化」を推進するため、法第７条第１項の規定に基づく本市の農業委員会の指針として、具体的な目標と取組方法、目標の達成状況に対する評価方法を定めることとする。

　　この指針は、愛知県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」にて掲げられた目標の実現に向けて取組むこととし、農業委員・推進委員の任期に合わせ、概ね３年ごとに検証・見直しを行うこととする。

　　なお、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第２５８４号農林水産省経営局長通知、令和４年２月２５日付け３経営第２８１６号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

**第２　具体的な目標、推進方法及び評価方法**

１　遊休農地の発生防止・解消について

（１）遊休農地の解消目標（３年毎に設定）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 遊休農地の割合(B/A) |
| 当初(平成２９年度末) | 　　　　 ９３０ ha | 　　　　　　 ０ ha | 　　　　　　　 ０ ％ |
| ３年後の目標(令和２年度末) | 　　　　 ９１０ ha | 　　　　 　　０ ha | 　　　　　　　 ０ ％ |
| 現状(令和２年度末) | 　　　　 ９０５ ha | 　　　　　　 ０ ha | 　　　　　　　 ０ ％ |
| 目標(令和５年度末) | 　　　　 ８９０ ha | 　　　　　　 ０ ha | 　　　　　　　 ０ ％ |

「管内農地面積」は農地台帳の集計値とし、直近３年間で２５ha減少した。

　　目標設定の考え方

これまで遊休農地ゼロを目標に掲げ、目標を達成しているため今後も継続的に取組んでいく。

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

　 ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３０条第１項の規定による利用状況調査及び、同法３２条第１項の規定による利用意向調査の実施については定期的に農地パトロールを行い、違反転用の発生防止・早期発見に努めるとともに、必要に応じ是正措置や耕作者の意向を聴取する。

なお、調査時期については「農地法の運用について」（平成２１年１２月１１日付け２１経営第４５３０号・２１農振第１５９８号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施することとするが、問題等が発生した場合は適宜実施し、早急に対応する。

　　 ② 農地等の利用調整及び利用権の設定について

利用意向調査の結果、貸付等を希望することとなった場合は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定等により、認定農業者に集積・集約化されるよう農地の出し手と受け手の利用調整を行う。

実施にあたっては、農地銀行活動を活用するとともに、市、土地改良区、あいち中央農業協同組合等、関係機関や団体と連携して取り組むこととする。また、出し手の意向を踏まえ、農地中間管理機構の活用について検討する。

　　 ③ 農地の所有者を確知することができない農地の取扱い

　　　　未登記等により、所有者を確知できない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権の設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

　（３）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

　　　単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

２　担い手への農地利用の集積・集約化について

（１）担い手への農地利用集積目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 管内の農地面積(A) | 集積面積(B) | 集積率(B/A) |
| 当初(平成２９年度末) | 　　　　 ９３０ ha | 　　　　 ５０８ ha | 　　　　５４．６ ％ |
| ３年後の目標(令和２年度末) | 　　　　 ９１０ ha | 　　　　 ５６５ ha | 　　　　６２．０ ％ |
| 現状(令和２年度末) | 　　　　 ９０５ ha | 　　　　 ５６４ ha | 　　　　６２．３ ％ |
| 目標(令和５年度末) | 　　　　 ８９０ ha | 　　　　 ６２３ ha | 　　　　７０．０ ％ |

直近３年間で集積率が７．７％上昇した。

　　目標設定の考え方

　　　直近の集積率の上昇値から目標値を設定した。

　（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

　　 ① 利用権の設定及び利用調整

担い手に対しては、利用権設定による集積・集約化を促進するとともに、耕作効率の向上のための利用調整に努め、経営規模拡大や経営改善を目指すために必要な支援を関係機関や団体と連携して推進する。

　　 ② 農地銀行活動によるあっせん、相談

農地銀行活動を推進し、貸付等希望農地については対象農地の地区を担当する農業委員又は推進委員が担い手へのあっせんや相談活動に取り組み、農地の流動化を推進する。

　 ③ 「地域計画」の作成・見直し

　　　地域農業の将来像を描く「地域計画」の作成・見直しに主体的に取組み、市内各地区における協議を通じ、地域の中心となる経営体の位置付け及び担い手への農地利用の集積・集約化並びに支援に努める。

　 ④ 情報の提供について

　　　農地情報公開システムや市ホームページによる農地情報の積極的な公表に努め　る。

　（３）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は農地の集積率により評価する。

　　　単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

３　後継就農者の確保・支援及び新規参入の促進について

（１）後継就農者及び新規参入者の促進目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 後継就農者数 | 新規参入経営体数・　取得面積 |
| 当初(平成２７年度～平成２９年度末) | 　　　１２人／３年間 | 　０経営体／３年間 ０ha |
| ３年後の目標(令和２年度末) | 　　　１２人／３年間 | 　２経営体／３年間 ０．６ha |
| 現状(令和２年度末) | 　　　６人／３年間 | 　３経営体／３年間 ０．６２ha |
| 目標(令和５年度末) | １２人／６年間　　　　　　　　 | 　６経営体／６年間 １．２ha　 |

　　直近３年間で後継就農者は６人、新規就農者は３人の実績があった。

　　目標設定の考え方

　　　後継(家元)就農者及び新規参入経営体の３年間の実績から目標を設定した。

　（２）後継就農者の確保・支援及び新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

　　 ① 関係機関・団体との連携

　　　　愛知県、一般社団法人愛知県農業会議、碧南市及びあいち中央農業協同組合などの関係機関や団体と連携し、耕作地の取得や各種支援制度、並びに就農前後における研修等についての情報提供や相談受入れ体制の整備に努め、後継就農者の確保及び新規参入の促進を図る。

　　 ② 農業委員会によるフォローアップ活動

「農業委員会だより」による広報活動及び農業の魅力発信に努め、新規参入（就農）の促進を図るとともに、就農後に定着できるよう継続的な支援に努める。

　 ③ 経営継承の促進、若手農業者への支援

　　　後継者等への円滑な経営継承及び、経営改善や経営規模の拡大を図ろうとする若手農業者への支援に努める。

（３）新規参入の促進の評価方法

　　　新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

　　　単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。